

○波佐見町景観条例施行規則

平成28年1月25日規則第2号

改正

平成31年4月1日規則第4-1号

令和8年2月9日規則第6号

波佐見町景観条例施行規則

目次

第1章 総則（第1条—第2条）

第2章 行為の届出等（第3条—第12条）

第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の管理等（第13条—第16条）

第4章 波佐見町景観審議会の運営（第17条—第21条）

第5章 雑則（第22条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

**第1条** この規則は、景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）、景観法施行規則（平成16年国土交通省令第100号。以下「省令」という。）及び波佐見町景観条例（平成27年波佐見町条例第18号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。  
（工作物）

**第2条** 条例第2条第2項第4号に規定する規則で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- （1） 煙突、排気塔その他これらに類するもの
- （2） 鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱その他これらに類するもの  
（旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを除く。）
- （3） 携帯電話のアンテナ、送電鉄塔その他これらに類するもの
- （4） 広告塔、広告板、装飾塔、記念塔、電波塔その他これらに類するもの
- （5） 高架水槽、サイロ、物見塔その他これに類するもの
- （6） 昇降機、ウォーターシュート、コースター、メリーゴーラウンド、観覧車その他これらに類する遊戯施設
- （7） コンクリートプラント、アスファルトプラント、クラッシャープラントその他これらに類する製造設備

- (8) 石油、ガス、液化石油ガス、穀物、飼料等を貯蔵し、又は処理する施設
- (9) 自動車車庫の用に供する立体的な収納施設
- (10) 垣、柵、塀その他これらに類するもの
- (11) 擁壁等法面保護構造物その他これに類するもの（棚田・段畑の石垣を含む。）
- (12) 道路、橋、トンネル、歩道橋その他これらに類するもの
- (13) 照明柱、サインポールその他これらに類するもの
- (14) 護岸、堤防その他これらに類するもの
- (15) 太陽光発電施設その他これらに類するもの
- (16) 前各号に掲げるもののほか、町長が指定するもの

## 第2章 行為の届出等

（事前協議の方法）

**第3条** 条例第11条に規定する規則で定める協議は、事前協議書（様式第1号）を町長に提出することにより行うものとする。

2 前項の協議書には、別表第1に定める図書を添付するものとする。ただし、町長は、当該図書の添付の必要がないと認めるときは、その全部又は一部を省略させることができる。

3 協議書を提出する期限は、行為の届出等を行おうとする日の60日前の日又は協議に係る事業計画の変更が可能な日のいずれか早い日とする。

（事前協議の完了）

**第4条** 町長は、前条の規定による事前協議が終了したと認めるときは、その旨を事前協議内容通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（行為の届出・変更）

**第5条** 法第16条第1項及び第2項の規定による届出は、景観計画における行為の届出・変更書（様式第3号）により行うものとする。

2 省令第1条第2項第3号に規定する図書は、次のとおりとする。

(1) 法第16条第1項第1号に掲げる行為にあつては、建築物概要書（様式第4号）及び景観形成基準対応説明書（様式第8号）

(2) 法第16条第1項第2号に掲げる行為にあつては、工作物概要書（様式第5号）及び景観形成基準対応説明書（様式第8号）

(3) 法第16条第1項第3号に掲げる行為にあつては、開発行為・土地の形質の変更概要書（様式第6号）及び景観形成基準対応説明書（様式第8号）

(4) 法第16条第1項第4号に掲げる行為にあつては、その他の行為の変更概要書（様式第7号）及び景観形成基準対応説明書（様式第8号）

号)

- 3 条例第8条第2項に規定する規則で定める図書は次のとおりとし、別表第1に掲げる図書を添付するものとする。ただし、行為の規模が大きいため適切に表示できない場合には、当該行為の規模に応じて、町長が適切と認める縮尺の図面をもってこれらの図面に替えることができる。
- (1) 行為を行う土地の区域並びに当該区域内及び当該区域の周辺の状況を表示する図面で縮尺2,500分の1以上のもの
  - (2) 行為を行う土地の区域及び当該区域の周辺の状況を示す写真
  - (3) 土石の採取及び木竹の伐採にあつては、次に掲げる図書
    - ア 設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺200分の1以上のもの
    - イ 採取又は伐採をした後に行う措置を明らかにする図面で縮尺200分の1以上のもの
  - (4) 前号に規定する行為以外の土地の形質の変更にあつては、設計図又は施行方法を明らかにする図面で縮尺200分の1以上のもの
  - (5) 前各号に掲げるもののほか、参考となるべき事項を記載した図書
- 4 前項の規定にかかわらず、町長は、同項各号に掲げる図書の添付が必要ないと認めるときは、これを省略させることができる。

(国の機関又は地方公共団体が行う行為の通知)

**第6条** 法第16条第5項の規定による通知は、第5条第1項の規定に準じて、別表第1に掲げる図書で町長が必要と認めるものを添付して行うものとする。当該通知に係る内容を変更するときも、同様とする。この場合、「届出」とあるのは「通知」と、「届け出ます」とあるのは「通知します」と読み替えるものとする。

(適合通知)

**第7条** 町長は、法第16条第1項又は第2項の規定による届出において、その届出に係る行為が法第8条第1項に基づく波佐見町景観計画に定められた当該行為についての制限に適合すると認めるときは、行為制限の適合通知書(様式第9号)により通知するものとする。

(届出を要しない行為)

**第8条** 条例第9条第1項第2号に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為とする。

- (1) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第43条第1項又は第125条第1項の規定による許可及び同法第43条の2第1項、第64条第1項、第81条第1項又は第127条第1項の規定による届出に係る行為
- (2) 長崎県文化財保護条例(昭和36年長崎県条例第16号)第15条第1

項又は第38条第1項の規定による許可又は届出に係る行為

(3) 波佐見町文化財保護条例施行規則（昭和46年教委規則第1号）第11条第1項の規定による許可に係る行為

(4) 都市公園法（昭和31年法律第79号）による都市公園及び公園施設の設置及び管理に係る行為

(5) 通常管理行為又は軽易な行為で次に掲げるもの

ア 建築物の増築又は改築で、当該行為に係る床面積の合計が10平方メートルを超えないもの

イ 建築物又は工作物の改築で、外観の変更を伴わないもの

(勧告)

**第9条** 法第16条第3項の規定による勧告は、勧告書（様式第10号）により行うものとする。

(命令)

**第10条** 法第17条第1項又は第5項の規定による命令は、命令書（様式第11号）により行うものとする。

(公表)

**第11条** 条例第14条第1項に規定する規則で定める公表は、町長が相当と認める方法により行うものとする。

(身分証明書)

**第12条** 法第17条第8項の規定による職員が携帯するその身分を示す証明書は、身分証明書（様式第12号）とする。

### **第3章 景観重要建造物及び景観重要樹木の管理等**

(景観重要建造物の管理の方法の基準)

**第13条** 条例第16条第1項第4号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要建造物が滅失又は損傷するおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して当該景観重要建造物の滅失又は損傷を防ぐ措置を講ずること。

(2) 景観重要建造物を損傷するおそれのある枯損した木竹又は危険な木竹は、速やかに伐採すること。

(景観重要樹木の管理の方法の基準)

**第14条** 条例第18条第3号に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

(1) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、適切に管理すること。

(2) 景観重要樹木に滅失、枯死等のおそれがあると認めるときは、直ちに町長と協議して当該景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐ措置を講

ずること。

(景観重要建造物を表示する標識)

**第15条** 法第21条第2項に規定する標識は、様式第13号のとおりとする。

(景観重要樹木を表示する標識)

**第16条** 法第30条第2項に規定する標識は、様式第14号のとおりとする。

#### **第4章 波佐見町景観審議会の運営**

(審議会の会長及び副会長)

**第17条** 条例第19条に規定する波佐見町景観審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長各1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

**第18条** 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。ただし、委員委嘱後最初に開かれる会議並びに会長及び副会長が共に欠けたときの会議は、町長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

**第19条** 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提供を求めることができる。

(審議会の庶務)

**第20条** 審議会の庶務は、建設課において処理する。

(委任)

**第21条** この規則で定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### **第5章 雑則**

(その他)

**第22条** この規則で定めるもののほか、施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

#### **附 則**

この規則は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、

公布の日から施行する。

**附 則**（平成31年4月1日規則第4－1号）

この規則は、令和元年5月1日から施行する。

**附 則**（令和8年2月9日規則第6号）

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

**別表第1**（第3条、第5条関係）

行為の種類	図書		
	種類	縮尺	明示すべき事項等
建築物の建築等又は工作物の建設等	付近見取図	2,500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	配置図	300分の1程度	方位、敷地の形状及び寸法 敷地内緑化、駐車場等の外構計画
	平面図	200分の1程度	方位及び寸法 開口部の位置
	立面図	200分の1程度	建築物又は工作物の高さ 各面の寸法、外壁の素材、彩色が施された立面図 看板サイン類、屋上設備等の計画
	現況写真		行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
開発行為	付近見取図	2,500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	計画図	200分の1程度	方位、行為後の法面、擁壁その他構造物の位置、種類及び規模

	現況写真		行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
土地の形質の変更等	位置図	50,000分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	付近見取図	2,500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	現況図	1,000分の1程度	方位、当該行為地及び周囲の土地利用状況
	計画図	1,000分の1程度	方位、行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模、鉱物の掘採又は土石等の採取にあつては、行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模
	土地利用計画図	1,000分の1程度	方位、行為後の土地利用計画（鉱物の掘採又は土石等の採取にあつては、事後措置）及び緑化計画
	縦横断図	1,000分の1程度	行為の前後における土地の縦断図及び横断図
	現況写真		行為地を含む付近の状況がわかるカラー写真
その他の行為の変更概要書	付近見取図	2,500分の1程度	方位、道路、目標となる地物及び行為の位置
	計画図	1,000分の1程度	行為内容及び施行方法 行為前の土地の状況及び行為後の土地の状況
	現況写真		行為地を含む付近の状況がわか

			るカラー写真
--	--	--	--------